

共和自治会防災組織規約

(名称)

第1条 この組織は、共和自治会防災組織と称する（以下「本組織」と言う）

(会員)

第2条 本組織は、共和自治会全世帯と賛助会をもって構成する

(目的)

第3条 本組織は、地区住民の隣保共同並びに相互扶助精神に基づいて自主的な防災活動を行う事で地震その他の災害（以下「地震等」と言う）による被害を防ぎ、あるいはその軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次のような事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関する事
- (2) 防災訓練に関する事
- (3) 地震等の災害発生時における情報の収集 伝達、初期消火、救出 救護、避難誘導、給水給食等の応急対策に関する事

(事務所)

第5条 本組織は事務所を相模原市共和2丁目16番27号に置く。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。()内は自治会の役職を示す。

- (1) 隊長 (会長) 1名
- (2) 副隊長 (副会長) 若干名
- (3) 総務 (総務) 2名
- (4) 会計 (会計) 2名
- (5) 班長 (部長) 若干名
- (6) 監査 (監事) 2名

2 役員は自治会役員が兼任するものとし、総会において承認を得ることとする。

3 役員の任期は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 隊長は、本組織を代表し、平常時および災害発生時における諸活動の指示、統括を行う。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときその職務を行う。

3 総務は、本組織の事業計画の立案、各部署との調整を行う。

4 会計は、本組織の会計の収支を記録し現金出納の任に当たる。

5 班長は、隊長の指示を受け、本組織の活動の推進に当たるとともに班員を指揮して平常時、災害発生時の活動を実施する

6 監査は、本組織の会計経理を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会と役員を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。ただし、代議員をもって構成することができる。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催する事ができる。

3 総会は、隊長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約改正に関する事
- (2) 地区の防災計画の作成及び改正に関する事
- (3) 事業計画に関する事
- (4) 予算および決算に関する事
- (5) その他総会が必要と認めたこと

(役員会)

第10条 役員会は、第6条に定める役員によって構成する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 総会より委任された事項
- (3) その他役員でとくに必要と認められたこと

(班の設置)

第11条 本組織は、第4項の事項を遂行するために次の部門を置く。

()内は自治会の役職を示す

- (1) 本部 (三役 各部部长)
 - (2) 広報班 (広報部)
 - (3) 防火班 (防犯防災部 福祉部)
 - (4) 救護班 (体育部)
 - (5) 避難誘導班 (交通部)
 - (6) 給食給水班 (文化部)
- 2 班員は、会員の中から選出する
- 3 各班に班長、あるいは世話役を置くことができる

(地区の防災計画)

第12条 本組織は被害の防止および軽減を図るために地区の防災計画を作成する。

- 2 地区の防災計画は、次の事項について定める。
- (1) 防災等の発生時における本組織の編成および任務分担に関する事
 - (2) 防災知識の普及に関する事
 - (3) 防災訓練の実施に関する事
 - (4) 地震等の発生時における応急活動に関する事
 - (5) その他必要事項

(経費)

第13条 本組織の運営に関する経費は、自治会費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(会計監査)

第15条 監査役は、毎年1回会計監査を行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行う事が出来る。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(付則) この規約は、平成10年4月1日から実施する。

組織構成図



※ 注1 班員は自治会の各班、各組より選出する。

防災班	自治会組		
広報班	1~9班長		
防火班	1組長	5組長	9組長
救出救護班	2組長	6組長	10組長
避難誘導班	3組長	7組長	11組長
給食給水班	4組長	8組長	12組長